四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　一管区水路通報第三十七号（平成二十四年九月二十八日発行）、二管区水路通報第三十九号（平成二十四年九月二十八日発行）、三管区水路通報第三十七号（平成二十四年九月二十一日発行）

○海上保安庁告示第二百二十二号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年十月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号
二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域　北緯二七度三〇分東経一四一度一〇分の地点、北緯二七度一三分東経一四一度一〇分の地点、北緯二七度一三分東経一四〇度三〇分の地点、北緯二七度三〇分東経一四〇度三〇分の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域内
ロ　期間　平成二十四年十月三日から平成二十四年十月十七日まで
三　水路測量等の実施方法　衛星航行測位装置、マルチビーム音響測深機等による海底地形等の調査
四　航行船舶に対する安全措置
イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　三管区水路通報第三十七号（平成二十四年九月二十一日）により通報

○環境省告示第百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月二日

環境大臣　細野　豪志

氏名又は名称	住所
株式会社東亜利根ボーリング	東京都港区六本木七丁目三番七号
日本エンヂニヤー・サービス株式会社	神奈川県横浜市鶴見区市場西中町十―七
株式会社パステック	大阪府岸和田市南町十一―三十二
株式会社淺沼組	大阪府大阪市天王寺区東高津町十二番六号
扶桑ボーリング株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目八番三号
東レエンジニアリング株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目三番十六号

○関東地方整備局告示第三百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十号　みどり市笠懸町鹿三〇九八番五地先から同市笠懸町鹿二九四〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二日

○関東地方整備局告示第三百五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
六号　日立市東町四丁目二番地内　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二日

○関東地方整備局告示第三百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百六十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
厚木市山際二〇七番ロ地先から同市山際一〇九四番二まで	前	二一・八〇～三九・〇〇メートル
	後	五〇・九〇～八一・三〇　〇・三三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方環境事務所告示第六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月二日

関東地方環境事務所長　森谷　賢

氏名又は名称	住所
株式会社彩地下テクノ	埼玉県入間郡三芳町大字上富千八十四番地
株式会社日本水工コンサルタント	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十番四号

○関東地方環境事務所告示第七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月二日

関東地方環境事務所長　森谷　賢

氏名又は名称	住所
株式会社オルビットプラン	神奈川県横浜市中区長者町二丁目五番十四号
エファンドエス株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目三番地八
有限会社東京水質分析センター	東京都葛飾区柴又一丁目三十二番十三号
京急建設株式会社	東京都港区高輪二丁目二十一番二十八号
太洋エンジニアリング株式会社	奈良県奈良市大宮町六丁目七番三号
日本交通技術株式会社	東京都台東区上野七丁目十一番一号
株式会社地盤技術	東京都町田市金井八丁目三十四番四号

○近畿地方環境事務所告示第四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十四年十月二日

近畿地方環境事務所長　佐山　浩